

第 2 3 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 1 月 6 日（水）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第91号から第94号)
日程第4 議事(議案第96号から第100号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康真

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (22人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
6 番	山下 隆之	7 番	横山 實
8 番	石井 寿男	9 番	前花 敏子
10 番	山崎 秋夫	11 番	永森 薫
12 番	三島 博	13 番	大松 治雄
14 番	舟木 康真	15 番	杉森 雅弘
16 番	山本 久雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作
23 番	橋爪 秀夫	24 番	永野 邦夫

欠 席 委 員 (2人)

5 番	中井 敏男	17 番	水元 睦雄
-----	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第91号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第92号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第93号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第94号	農地法第18条第6項の規定による通知等について
議案第96号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第97号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第98号	農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について
議案第99号	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第100号	農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司
主 任 田中 良仁

庶務係長 安元 啓二

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫
主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長(舟木会長)

ただいまから、第23回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「5番 中井委員」「17番 水元委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「2番 山崎良吉委員」「3番 熊西委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第２の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定します。
以上で日程第２を終わります。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

— （報告第９１号の説明） —

議長（舟木会長）

それでは報告第９１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出の
受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第９２号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第９２号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第 9 3 号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第 9 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第 2 第 2 号の規定により専決処分
いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第 9 4 号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第 9 4 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等につい
てを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了解をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

— （議案第96号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は2件ございます。

【議案第96号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった2件はいずれも経営規模拡大を目的とする所有権移転です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

熊西委員

1番の件についてですが、〇〇さんの持分1／3になっとるけど、それ以外の分ちゃ、誰が所有しておられるの？

事務局（安元）

1番の案件は、9筆すべてが●●さんを含めて3人の共有持分となっています。
この3人は譲受人の●●さんの先代のご兄弟にあたります。

熊西委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第96号農地法第3条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第97号 説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第97号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書6ページの議案第97号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第97号を議案書をもとに朗読】

受付番号の1番は住宅敷地への転用を目的とする申請

2番は資材置場と駐車場敷地への転用を目的とする申請

3番は農家住宅敷地の拡張を目的とする申請

4番は一般住宅敷地への転用を目的とする申請

5番は小規模多機能型居宅介護及び安心アパート敷地への転用を目的とする申請です。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について大松委員よりお願いします。

大松委員

議案第 97 号の 1 番について説明します

譲受人は現在、●●市内のアパートに夫婦で暮しております。

このほど、射水市内において一戸建て住宅を建てることになり、適地を探していたところ、今回の場所を地権者より譲ってもらえることで話がまとまりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番の件について山崎秋夫委員よりお願いします。

山崎秋夫委員

議案第 97 号の 2 番について説明します。

譲受人は●●地内に本店を置く、道路の補修工事や清掃業務を主とする法人です。

現在、会社の敷地が狭く、業務用車両や従業員用の駐車場の確保が困難な状況から、近くの建設会社所有の資材置場を借りています。

最近になって、所有者である建設業者が業務拡張により資材置場が必要となったことから、今後の賃貸借契約を解約したいとの申し入れがありました。

このため、近隣で代替地を探していたところ、本社にも近く交通の便の良い、今回の場所を選定し、土地所有者との交渉を重ねた結果、ようやく話がまとまり、申請の運びとなったものです。

転用による周辺農地への影響はないと思われ、関係土地改良区並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3 番の件について土合委員よりお願いします。

土合委員

議案第 97 号の 3 番について説明します。

譲受人は約 2 反あまりの農地を耕作する農家です。

現在の住まいは今から約15年前に建築されたものですが、敷地が狭く農機具を置くためのスペースが確保できないため、長らく支障を来しておりました。

最近になって、敷地に隣接する農地の所有者に譲渡を申し入れたところ、話がまとまり申請の運びとなったものです

今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番の件について、私の方から説明します。

譲受人は現在、夫の実家で妻と2人の子供、夫の両親の家族6人で暮しております。

これまでは子供も小さかったことから、現在の住宅でも不自由はなかったのですが、子供たちの成長に伴ない、子供部屋を確保しようにも、現在の家では部屋数も足りないことから、家族で話し合った結果、●●地内に一戸建ての住宅を建築し、申請者夫婦と子供の4人で暮すことにされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番の件について、山崎秋夫委員より説明をお願いします。

山崎秋夫委員

譲受人は●●市内に本社を置く、医療機器販売及び居宅サービス介護支援業を営む法人です。

今回、射水市●●地内において小規模多機能型居宅介護及び居宅介護安心アパートを建設することになり、郊外の静かな環境と県道に面する立地条件の良さから、市内●●地内を候補地として検討していたところ、面積等の立地条件が揃った今回の場所を選定し、土地所有者と交渉を重ねた結果、譲渡を受けることで話がまとまりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第97号の1番について、説明をさせていただきます。

申請地は資料の位置図にありますように、東側を●●団地と近接しており、農地の広がりも周囲を住宅に囲まれた小規模区画であることから、これを2種農地と判断します。

今回の目的は住宅敷地への転用であり、計画内容については別段問題はないと考えます。

つづいて、2番の案件についてです。

申請地は10ha以上の一団の区域内にある農地にあることから、これを1種農地と判断します。

さらに、ここは農振農用地でもあることから、現在除外手続も行われていることを申し添えます。

申請地は集落とも接続しており、転用目的や利用計画についても別段問題はないと判断します。

つづいて、3番についてです。

申請地は、土地改良事業の受益地から外れており、周囲を県道や宅地で囲まれた小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は農家住宅の拡張ですが、別段問題はないと判断します。

つづいて4番です。

申請地は上水道と下水道管が埋設された、幅員4m以上の市道の沿道にあり、●●小学校まで160m、●●保育園まで●●mの位置にあることから、これを3種農地と判断します。

最後の5番について。

申請地は10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用の目的及び利用計画に別段問題はないと判断されることから、転用はやむを得ないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

3番の案件について、質問します。

この農家住宅敷地の拡張って、何かを建てられる目的なのですか？

事務局（安元）

申請書によると、農業機械と農業用資材置場として利用されるもので、ここを転用して何かを建てられる予定ではないようです。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第97号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第97号については、許可相当と認め、富山県知事あて
送付することに可決されました。

— (議案第98号 説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第98号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付に
ついてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(安元)

議案書7ページご覧ください。

今月の農地の公売に関する買受適格証明願は3件となっております。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局より本議案について説明がありましたが、質問等はありませんか。

熊西委員

今回、3人の方が申請をされているようですが、事前に事務局の方で
この方々が適格者かどうかを確認されたと思いますが、その結果を説明
してもらえますか。

事務局(安元)

申請をされた3名の方々については、本人又は代理人を通して現在の
耕作状況、農業機械の保有状況、耕作の確実性について聞き取りを行い
ました。

(聞き取りの結果について、申請順に説明を行った。)

熊西委員

わかりました。

あと、最終的に３人のうちどなたかが落札をされることになると思いますが、その結果は委員会に報告されるのですか。

事務局（安元）

適格証明書の交付について証明書を発行された方が、競売で落札された際には、事務局で内容を再度確認した上で許可書が発行されることになります。

その後、直近の委員会総会で報告することになっています。

熊西委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認めます。

只今議案となっております、議案第９８号については直ちに採決いたしたいと思いますが、そうすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

ご異議なしと認めます。

よって本議案を直ちに採決いたします。

「議案第９８号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について」を原案どおり適格であると認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第３条の許可申請書を提出した場合において、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第９８号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付については、原案どおり交付することに可決されました。

— （議案第９９号 説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第９９号 耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局（安元）

議案書 8 ページをご覧ください。
議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の調査結果の報告をお願いします。
1 番から 6 番について、山下委員よりお願いします。

山下委員

さる 9 月 30 日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。
今回調査した農地は、すべて杉の大木や笹等の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状態でした。
周辺には、昭和 30 年代まで耕作されていた農地もあるのですが、当該地は 50 年近くも放置されていたことから、農地に復元をすることは著しく困難であると思われます。

議長（舟木会長）

以上、山下委員より現地確認調査の結果報告をいただきました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第 99 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第 99 号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

— （議案第 100 号 説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第１００号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案２１件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第１００号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第１００号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第２３回総会を閉会します。

閉会時刻 午後３時２９分

その他報告事項

① 次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年11月29日（金）午後2時
射水市役所 布目庁舎301号会議室

② 農地パトロールの概要報告について

③ 射水市農業産業まつりの開催について

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 山 崎 良 吉

署名委員 熊 西 忠 治

第二十三回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十五年十一月十日
至 平成二十五年十一月二十九日